北海道運輸局の施策

今後取り組むべき課題		３０年度：施策	３０年度：実施状況	２０１９年度：施策
１－（１）－①・運輸安全マネジメント	○貸切バス事業者への運輸安全マネジメント評価の重点的実施	(自動車交通部監査室) ・北海道運輸局の年度計画に基づき、乗合の都市間バスを兼業する者を除く保有車両数５０両未満の貸切バス事業者に対し、中小規模事業者向け評価を着実に実施する。	・運輸安全マネジメント評価（貸切バス中小規模事業者向け）を50事業者実施。	(自動車交通部監査室) ・北海道運輸局の年度計画に基づき、乗合の都市間バスを兼業する者を除く保有車両数５０両未満の貸切バス事業者に対し、中小規模事業者向け評価を着実に実施する。 （４５事業者を予定）
	○認定事業者による運輸安全マネジメント評価を活用し、行政処分を受けた貸切バス事業者の安全管理体制の確認強化	(自動車交通部監査室) ・監査後の改善確認及び行政処分時等において、認定事業者の利用を促す。 ・認定セミナーの開催案内を関係団体等を通じて周知。団体非加盟事業者に対しては、北海道運輸局ＨＰにて周知する。	・運輸支局では改善報告書提出時等に、認定事業者の利用を周知した。 ・認定セミナーの開催案内を関係団体等を通じて周知。団体非加盟事業者に対しては、北海道運輸局ＨＰを使用し周知した。	(自動車交通部監査室) ・平成29年４月より貸切バス事業に導入された事業許可更新制度において、前回許可時から更新申請時までに行政処分を受けた場合にあって、認定事業者による運輸安全マネジメント評価を受けていない場合は、許可の更新を行わないこととする。なお、当該要件は、令和４年４月以降に更新申請を行う事業者から適用される。
	○トラック・タクシー事業者において、安全管理規程等の届出義務の適用範囲を保有車両台数２００両以上の事業者へ拡大	(自動車交通部監査室) ・保有車両台数２００両以上のトラック・タクシー事業者に対し、運輸安全マネジメントへの取組と安全管理規程等の届出を指導するとともに、北海道運輸局における運輸安全マネジメント評価実施計画に基づき、着実に評価を実施する。	・運輸安全マネジメント評価時及び改善報告書提出時等の機会を利用し、運輸安全マネジメントへの取組と安全管理規程等の届出を指導した。 ・運輸安全マネジメント評価（通常評価）を3事業者実施（バス1事業者、トラック2事業者、ハイタク0事業者）。	(自動車交通部監査室) ・保有車両台数２００両以上のトラック・タクシー事業者に対し、運輸安全マネジメントへの取組と安全管理規程等の届出を指導するとともに、北海道運輸局における運輸安全マネジメント評価実施計画に基づき、着実に評価を実施する。 （バス２事業者、トラック2事業者、ハイタク１事業者を予定）
	○「中小規模自動車運送事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」の策定による運輸安全マネジメント制度の更なる普及促進	（自動車交通部監査室） ・運輸安全マネジメント評価時又は事業者向けの各種集団説明会等の機会を利用し、「中小規模自動車運送事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」を用いて運輸安全マネジメントへの取組を周知する。	・運輸安全マネジメント評価時及び改善報告書提出時等の機会を利用し、運輸安全マネジメントへの取組を指導した。	（自動車交通部監査室） ・運輸安全マネジメント評価時又は事業者向けの各種集団説明会等の機会を利用し、「中小規模自動車運送事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」を用いて運輸安全マネジメントへの取組を周知する。
	○認定セミナーの受講により安全管理体制の構築・強化に取り組んでいることが確認された事業者に対して、監査周期を延長	（自動車交通部監査室） ・対象事業者を正確に把握し、監査端緒となる事由に応じて監査周期を延長する。	・認定セミナーの受講により安全監理体制の構築・強化に取り組んでいる事業者については、監査端緒を確認しつつ監査周期の考慮を行った。 （事故等の監査端緒がほとんどであり、長期未実施により監査周期を延長した事業者は無かった）	（自動車交通部監査室） ・監査後の改善確認及び行政処分時等において、認定セミナーの利用を促す。 ・認定セミナーの開催案内を関係団体等を通じて周知。団体非加盟事業者に対しては、北海道運輸局ＨＰにて周知する。 ・対象事業者を正確に把握し、監査端緒となる事由に応じて監査周期を延長する。
	○運輸安全マネジメント制度の努力義務事業者であっても、第一当事者事故等を惹起し、行政処分を受けた事業者に対しては、運輸安全マネジメント評価を実施	（自動車交通部監査室） ・監査後の改善指導、改善確認監査の際に着実に評価を実施する。	・事故惹起事業者の改善報告書提出時等における運輸安全マネジメント評価を貨物４事業者実施。	（自動車交通部監査室） ・監査後の改善指導、改善確認監査の際に着実に評価を実施する。 （死亡事故、危険物大量漏洩事故等を発生させた事業者の評価を実施予定）

今後取り組むべき課題		３０年度：施策	３０年度：実施状況	２０１９年度：施策
１－（１）－②・運転者教育の徹底等	○講習等を通じた、運転者に対する指導監督の徹底	（自動車技術安全部） ・運行管理者の各種講習等の機会を捉えて運転者への指導監督を徹底するよう周知する。	・NASVA札幌主管支所で年４回開催された運行管理者特別講習において、運転者に対する指導監督を徹底するよう周知した。 ・平成30年5月14日開催の指導講習認定機関連絡会において、運行管理者の各種講習等の機会に周知していただくよう依頼した。	（自動車技術安全部） ・運行管理者の各種講習等の機会を捉えて運転者への指導監督を徹底するよう周知する。
	○準中型免許制度の創設を踏まえたトラックの指導監督内容の改正・貸切バスのドライブレコーダーを活用した指導監督の実施の義務付け等、新たな指導監督内容の周知徹底	（自動車技術安全部） ・事業者、運行管理者等に対し監査、指導講習等の機会を捉え準中型免許で運転出来る車の最大積載量及び車両総重量の周知を徹底する。 ・事業者、運行管理者等に対し監査、指導講習等の機会を捉え貸切バスの初度登録年月により段階的に適用されるドライブレコーダーの記録を用いた指導監督を行うよう周知を徹底する。	・NASVA札幌主管支所で年４回開催された運行管理者特別講習において、運転者に対する指導監督を徹底するよう周知した。 ・平成30年5月14日開催の指導講習認定機関連絡会において、運行管理者の各種講習等の機会に周知していただくよう依頼した。 ・監査時に確認し、事業者、運行管理者等に対して指導を行った。	（自動車技術安全部） ・事業者、運行管理者等に対し監査、指導講習等の機会を捉え準中型免許で運転出来る車の最大積載量及び車両総重量の周知を徹底する。 ・事業者、運行管理者等に対し監査、指導講習等の機会を捉え貸切バスの初度登録年月により段階的に適用されるドライブレコーダーの記録を用いた指導監督を行うよう周知を徹底する。
１－（２）－①・②・監査・処分の実効性の向上	○　ＩＣＴを活用した監査事務の効率化	（自動車交通部監査室） ・ タブレット等の遠隔操作により、事務所ＰＣの監査資料等を使用又は確認することで、監査の事前準備の軽減と監査時における作業の円滑化を図る。	・タブレットの活用方法を本省において検討中。	（自動車交通部監査室） ・ タブレット等の遠隔操作により、事務所ＰＣの監査資料等を使用又は確認することで、監査の事前準備の軽減と監査時における作業の円滑化を図る。
	○厳格化した処分基準に基づく、貸切バスの安全確保に向けての監査の実施	（自動車交通部監査室） ・継続的監視リストに基づき計画的に一般監査を実施する。また、監査端緒（死亡事故、飲酒運転等）に応じ、速やかに監査を行う。 法令違反が確認された場合は、速やかに改善をさせる。 ・多客期に空港、観光地等において街頭監査を実施する。 法令違反がその場で改善できない場合は、処分基準に基づき安全確保命令、使用停止命令を発出する。	・継続的監視リストに基づき計画的に監査を実施した。その中で確認できた違反事項は速やかに改善させ、報告を受けた。 （一般監査52事業者実施） ・街頭監査を8回実施し、61両に対し監査を実施。そのうち３両に法令違反を確認し、速やかに改善を行った。	（自動車交通部監査室） ・継続的監視リストに基づき計画的に一般監査を実施する。また、監査端緒（死亡事故、飲酒運転等）に応じ、速やかに監査を行う。 法令違反が確認された場合は、速やかに改善をさせる。 ・多客期に空港、観光地等において街頭監査を実施する。 法令違反がその場で改善できない場合は、処分基準に基づき安全確保命令、使用停止命令を発出する。
	○過去の行政処分歴等を踏まえた、継続的に監視すべき事業者リストを活用した効果的な監査の実施	（自動車交通部監査室） ・毎年度1回以上、一般監査を実施する。	・継続的監視リストを各支局毎に随時更新作業を行い、そのリストに基づき監査実施年間計画を立て、効率的な監査を実施できるように毎月の実施計画も作成したうえで、監査を実施した。	（自動車交通部監査室） ・毎年度1回以上、一般監査を実施する。
	○新たに設置される貸切バスの適正化機関を活用し監査機能を補完し、国による監査の重点化を実施	（自動車交通部監査室） ・貸切バス適正化機関との定例会議を月１回実施し、巡回指導の実施結果の報告を含めた情報交換を行う。 ・貸切バス適正化機関より、巡回指導後に法令違反に係る改善の報告がない等の通報を受けた場合は、速やかに監査を実施し、悪質違反（正当な理由のない巡回指導拒否、輸送の安全に関わる緊急を要する重大な法令違反等）に係る速報を受けた場合は、迅速に監査を実施する。	・貸切バス適正化機関との連絡会議を７回実施し、巡回指導関係の情報交換を行った。 ・適正化による巡回指導は計画186件、実施は189件となり、悪質違反は０件となった。	（自動車交通部監査室） ・貸切バス適正化機関との連絡会議を定期的に実施し、巡回指導の実施結果の報告を含めた情報交換を行う。 ・貸切バス適正化機関より、巡回指導後に法令違反に係る改善の報告がない等の通報を受けた場合は、速やかに監査を実施し、悪質違反（正当な理由のない巡回指導拒否、輸送の安全に関わる緊急を要する重大な法令違反等）に係る速報を受けた場合は、迅速に監査を実施する。

今後取り組むべき課題		３０年度：施策	３０年度：実施状況	２０１９年度：施策
１－（３）－③・運転者の労働条件改善、担い手確保に向けた働き方改革の取組	○関係省庁横断的な検討の場を設け、長時間労働の是正に向けた環境を整備するため、行動計画を策定。	（自動車交通部監査室） ・北海道労働局との「労働条件改善のための指導監督の強化及び合同監督・監査に係る連絡会議」を開催する。	・平成30年6月5日に北海道労働局との「労働条件改善のための指導監督の強化及び合同監督・監査に係る連絡会議」を開催し、北海道における自動車運送事業の運転者の労働条件の改善等について意見交換を行った。	（自動車交通部監査室） ・北海道労働局との「労働条件改善のための指導監督の強化及び合同監督・監査に係る連絡会議」を開催する。
１－（３）－④・荷主等と連携した過労運転をさせない労働環境の構築	○荷待ち時間等の記録を用いた、過労運転防止にむけて荷主への啓発等を実施	（自動車交通部貨物） ・荷主団体が参加する「北海道トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」等において周知する。	・経済・荷主団体が参加する協議会において、周知を行った。	・周知については、国交省だけでなく、荷主を所管する経済産業省、農林水産省の関係省庁と厚生労働省及び北海道トラック協会と連携し、４省庁と協会の名で道内荷主企業４６０３社にリーフレットを添えて通知し、荷主への理解促進に努めた。
	○荷主と事業者が連携して、長時間労働の改善に向けた取り組みを推進	(自動車交通部貨物) ・「北海道トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」におけるコンサルティング事業を実施するとともに、その取組み事例を各種会議等で周知する。	・平成30年度は、協議会を２回実施し、トラック運送業における取引環境の改善及び長時間労働の抑制を実現するための具体的な環境整備等を図った。 ・荷卸し時間を削減する実証実験（コンサルティング事業）を行い、改善に向けた取り組みを業界等の会議で講演を行い、効果等の事例を紹介した。	(自動車交通部貨物課) ・引き続き、協議会を実施し、トラック運送業の働き方改革を進めていく。 ・輸送品目ごとの課題や実態を把握するため荷主企業と運送事業者による懇談会を開催し、改善方策を検証する。 ・懇談会で整理された対象輸送分野の課題等の解決に向けた実証実験（アドバンス事業）を実施し、効果を検証する。
２－④・運転中の携帯電話・スマートフォン使用防止のガイドライン等の周知徹底	○講習・セミナー等において、乗務中の携帯電話等の使用禁止の徹底	（自動車技術安全部） ・運行管理者の各種講習等の機会を捉え、乗務中の携帯電話等の使用禁止を徹底するよう周知する。	・平成30年11月12日に札幌で開催した自動車事故防止セミナーにおいて、本省担当者の講演で事故事例の紹介を交え乗務中の携帯電話等の使用禁止の徹底について説明された。 ・運行管理者特別講習において、運転者に対する指導監督を徹底するよう周知した。 ・指導講習認定機関連絡会において、運行管理者の各種講習等の機会に周知していただくよう依頼した。	（自動車技術安全部） ・運行管理者の各種講習等の機会を捉え、乗務中の携帯電話等の使用禁止を徹底するよう周知する。
	○事業用自動車の運転者が乗務中に携帯電話等を操作した全ての事案について、監査を実施	（自動車交通部監査室） ・運転中の携帯電話の使用に係る新聞報道、苦情等があった場合は、速やかに調査を実施し、必要に応じて監査対応を行う。 ・運行管理者の一般講習や運輸安全マネジメント評価等のあらゆる機会を通じて、事業者への指導を行う。	・運転中の携帯電話等の使用に係る通報・苦情等があった場合は、特段の事由がない限り、優先して監査を実施する予定であったが今年度は実績無しであった。 ・運輸安全マネジメント評価や監査等の機会を通じて、事業者への指導を行っている。	（自動車交通部監査室） ・運転中の携帯電話の使用に係る新聞報道、苦情等があった場合は、速やかに調査を実施し、必要に応じて監査対応を行う。 ・運行管理者の一般講習や運輸安全マネジメント評価等のあらゆる機会を通じて、事業者への指導を行う。

今後取り組むべき課題		３０年度：施策	３０年度：実施状況	２０１９年度：施策
３．自動運転、ＩＣＴ等新技術の開発・利用・普及の促進	①自動運転等新たな安全技術の開発・普及促進	（自動車技術安全部） ・後付け装置を含めた衝突被害軽減ブレーキ等を搭載する車両に対する購入補助を行う。	・衝突被害軽減ブレーキ等を搭載する車両に対する購入補助２２５台	（自動車技術安全部） ・後付け装置を含めた衝突被害軽減ブレーキ等を搭載する車両に対する購入補助を行う。
	③運行管理の高度化のためのデジタル式運行記録計の普及拡大	（自動車技術安全部） ・国土交通省が認定するデジタル式運行記録計の購入補助を行う。	・デジタル式運行記録計の購入補助２３件	（自動車技術安全部） ・国土交通省が認定するデジタル式運行記録計の購入補助を行う。
	⑥健康起因事故の未然防止に必要な医学的知見を踏まえたガイドラインの作成によるスクリーニング検査の導入拡大と、運転不能に陥った場合に自動停止するシステムの早期実用化	（自動車技術安全部） ・運行管理者等を対象に各種講習・セミナー等の機会を捉え健康に起因した事故の予防対策を周知する。	・平成30年11月12日に札幌で開催した自動車事故防止セミナーにおいて、本省担当者の講演で事故事例の紹介を交え健康起因事故の防止について説明された。 ・運行管理者特別講習において、運転者に対する指導監督を徹底するよう周知した。 ・指導講習認定機関連絡会において、運行管理者の各種講習等の機会に周知していただくよう依頼した。	（自動車技術安全部） ・運行管理者等を対象に各種講習・セミナー等の機会を捉え健康に起因した事故の予防対策を周知する。
４．超高齢社会を踏まえた高齢者事故の防止対策	②・適性診断の徹底及び受診結果を踏まえた指導・監督、職場環境の整備等	（自動車技術安全部） ・対象運転者に適性診断受診の周知徹底と利用促進を図る。	・「適性診断の確実な受診について（平成30年5月16日付け北技保第67号）」通達を発出し、周知した。	（自動車技術安全部） ・対象運転者に適性診断受診の周知徹底と利用促進を図る。
５．事故関連情報の分析等に基づく特徴的な事故等への対応	①モード毎や地域毎の特徴を捉えたきめ細やかな事故の分析とその結果に基づく適切な対策の実施	（自動車技術安全部） ・国土交通省発信のメールマガジン「事業用自動車安全通信」により事故の特徴等を周知する。	・自動車事故防止セミナーにおいて、本省担当者の講演で「事業用自動車安全通信」について説明された。 ・運行管理者特別講習において、「事業用自動車安全通信」の紹介をした。	（自動車技術安全部） ・国土交通省発信のメールマガジン「事業用自動車安全通信」により事故の特徴等を周知する。
	②ドライブレコーダー映像等、事業者が保有する情報を活用した指導監督の徹底	（自動車技術安全部） ・運行管理者の各種講習等の機会を捉えドライブレコーダーの映像を活用した乗務員指導を行うよう周知する。	・平成30年11月12日に札幌で開催した自動車事故防止セミナーにおいて、本省担当者の講演でドライブレコーダの映像を活用した指導・監督マニュアルについて説明された。 ・運行管理者特別講習において、運転者に対する指導監督を徹底するよう周知した。 ・指導講習認定機関連絡会において、運行管理者の各種講習等の機会に周知していただくよう依頼した。	（自動車技術安全部） ・運行管理者の各種講習等の機会を捉えドライブレコーダーの映像を活用した乗務員指導を行うよう周知する。